

萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩市において、農業における環境負荷の低減を図り、持続可能な農業を推進するため、化学肥料及び化学農薬の使用の低減に資する環境に配慮した農業技術への転換にあたり、転換初年度に必要な資材の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する農業者とする。

- (1) 次に掲げる者のいずれかに該当する者であること。
 - ア 萩市内に住所を有し、萩市内で農業を営む者
 - イ 萩市内に主たる事業所を有し、萩市内で農業を営む法人
 - ウ ア又はイの者を含み、代表者の定めがあり、団体規約及び団体名義の金融機関口座を有する任意団体
- (2) 申請年度において、環境保全型農業直接支払交付金その他これに類する補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 萩市内の農地において、出荷又は販売を目的として農産物を栽培する者であること。
- (4) 「エコファーマー」若しくは「みどり認定」の認定、「エコやまぐち農産物」の認証又は「有機JAS」の認定のいずれかを受けている者又は申請年度内に当該認定又は認証を受けることが確実であると認められる者であること。
- (5) 市税の滞納がない者であること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を満たす者であること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定める環境負荷低減技術への転換に伴い、当該技術を転換初年度に新たに導入する事業とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 機械及び施設整備
- (2) 堆肥及び緑肥作物
- (3) 通常の営農継続に要する資材の購入及び既存取組の継続に係る資材の購入
- (4) 品質向上又は収量増加のみを目的とする資材の購入
- (5) 国、県又は市から他の補助金の交付を受けて購入する資材

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業の実施に要する資材の購入費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、10万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 市税等納付確認同意書(別記第3号様式)
- (3) 補助事業に要する経費の根拠となる資料(導入資材の見積書の写し等)
- (4) 認定又は認証通知書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否及びその額を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないものと決定したときは、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第6号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業変更(中止・廃止)承認通知書(別記第7号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の3月31日のいずれか早い日までに、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記第2号様式)
- (2) 補助事業に要した経費の根拠となる資料(領収書の写し等)
- (3) 購入資材等の内容がわかる書類(納品伝票等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金額確定通知書(別記第9号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金請求書(別記第10号様式)を市長に提出し、請求を行うものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号に該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反した場合
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付してその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月16日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表

技術区分	技術名	技術の内容	対象資材
化学肥料低減技術	肥効調節型肥料施用技術	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の1種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術	被覆肥料、化学的緩効性肥料、硝酸化成抑制材入り肥料
	有機質肥料施用技術	有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術	動物由来、植物由来、海洋由来、発酵系有機質肥料 ※萩市土づくり対策事業補助金の対象となる堆肥及び緑肥を除く
化学農薬低減技術	除草用動物利用技術	有害植物を駆除するための小動物（アイガモ、コイ）の農地における放し飼いを行う技術	除草用動物（アイガモ、コイ）利用に必要な資材
	生物農薬利用技術	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第2項の天敵であって、同法第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けたものを利用する技術	天敵及び微生物殺虫資材、BT剤、病害防除用微生物資材等
	対抗植物利用技術	土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術	対抗植物種子
	天然物質由来農薬利用技術	有機農産物の日本農林規格附属書Bに掲げる農薬（有効成分が化学的に合成されていない物に限る）を利用する技術	天然物質由来農薬

	熱利用土壌消毒技術	土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術	太陽熱土壌消毒用マルチ等
	光利用技術	有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術	黄・緑・赤色忌避灯、シルバーテープ、反射テープ、紫外線除去フィルム、黄色（青色）粘着版、炭酸カルシウム微粉末剤等
	被覆栽培技術	農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術	被覆栽培に必要な資材 雨よけ資材、トンネル資材、べたがけ資材、防虫・防風ネット等
	フェロモン剤利用技術	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術	フェロモン資材（交信かく乱剤、フェロモン剤等）
	マルチ栽培技術	土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術	マルチ資材（紙マルチ、ビニールマルチ類、わら類、被覆植物等）
環境負荷低減技術	プラスチック資材排出抑制技術	土壌微生物によって分解される資材を使用することにより、廃プラスチック類の排出抑制を抑制する技術	生分解性マルチ、生分解性ポット等 （日本バイオプラスチック協会が認定する生分解性プラ識別表示制度の認定を受けている製品に限る）

※個人など販売店以外の者から譲り受けた資材は対象外とする。

別記

第1号様式（第6条関係）

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

萩市長あて

所在地

氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者氏名）

連絡先 （ ） ー

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金の交付を受けたいので、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 市税等納付確認同意書（第3号様式）
- (3) 補助事業に要する経費の根拠となる資料（導入資材の見積書の写し等）
- (4) 認定又は認証通知書等の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条、第10条関係）

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業計画書（実績報告書）

年 月 日

萩市長あて

所在地

氏名

（団体の場合は団体名及び代表者氏名）

連絡先（ ） ー

萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第6条（第10条）の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 事業の目的

（環境にやさしい農業の取組内容、導入する資材の必要性、技術転換の内容、事業の効果等について記載）

2 事業の計画（実績）

総事業費（円）①	負担区分	
	市補助金（円） ②×1/2（千円未満切り捨て）	自己負担（円） ①－②

事業内容 （導入資材名）	事業量 （数量等）	対象作物	事業費（円）
小計（消費税抜き）②			
消費税			
合計①			

※このシートは品目ごとに作成すること

3 導入計画（実績）

対象作物	技術区分	技術名	導入資材	実施面積 (a)	使用量又は 使用回数	使用時期	使用目的
きゅうり	化学農薬低減	天然物質由来 農薬利用	ハツパ乳剤	20	1500/10a	6～8月頃	うどんこ病対策

※1 対象作物の欄は、具体的な品目名（水稻、大豆、トマト、ダイコン等）を記入すること。

※2 枠が足りない場合は、適宜行を追加し内容を記入すること。

4 削減計画（実績）

取組 ※1	削減基準 ※2	現状		計画	
<input checked="" type="checkbox"/> 化学農薬低減	化学農薬使用回数	38	回	25	回
<input type="checkbox"/> 化学農薬低減	化学農薬使用回数		回		回
<input type="checkbox"/> 化学肥料低減	化学肥料由来窒素投入量		kg/10a		kg/10a
<input type="checkbox"/> その他（ ）					

※1 実施する取組にレ点を記入すること。

※2 化学農薬使用回数及び化学肥料由来窒素投入量については、計画数値が地域の慣行栽培基準以下となること。

※3 地域の適当な慣行栽培基準が存在しない作物については、現状よりも2割以上の削減を図る計画となること。

※4 枠が足りない場合は、適宜行を追加し内容を記入すること。

5 事業期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6 認定状況

制度名	認定（認証）期間、認定状況	備考（品目等）
有機 J A S	年 月 日～ 年 月 日	
エコやまぐち100		
エコやまぐち50		
エコファーマー	年 月 日～ 年 月 日	
みどり認定	年 月 日～ 年 月 日	

※認定（認証）を受けている場合または認定（認証）申請中の場合は直近の申請書の写しを添付すること。

7 誓約事項

- 本申請内容に係る取組は、通常の営農活動として継続的に実施しているものではなく、環境負荷低減技術への転換初年度の取組である。
- 法令又はこの要綱に違反した場合は補助金額を返還する。
- 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合は補助金額を返還する。

8 添付書類

- (1) 補助事業に要する経費の根拠となる資料（導入資材の見積書（実績報告時は領収書）の写し等）
- (2) 「エコファーマー」もしくは「みどり認定」の認定、「エコやまぐち農産物」の認証、「有機 J A S」の認定等、該当する認定又は認証通知書等の写し（申請中の場合は直近の申請書の写し等）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

第3号様式（第6条関係）

市税等納付確認同意書

（萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金用）

年 月 日

萩市長あて

住所又は所在地

氏名 印

※団体の場合は団体名及び代表者氏名

生年月日 年 月 日

（電話 ）

（署名又は記名押印）

私は、私の市税等の収納状況を農政課に対して開示することについて同意します。

※任意団体が申請する場合は、団体構成員全員分の同意書を申請書に添付すること

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金については、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、速やかに実績報告書の提出をお願いします。

記

交付決定額	金	円
-------	---	---

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金については、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定の区分 不 交 付

2. 不交付の理由

第6号様式（第8条関係）

年度菥市環境にやさしい農業資材導入支援事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

菥市長あて

所在地

氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者氏名）

連絡先 （ ） —

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました 年度菥市環境にやさしい農業資材導入支援事業の実施については、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、菥市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第8条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 関係書類

※関係書類は、補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分を、比較対照できるように両者を二段書きすること。

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

※承認の内容を記載

第8号様式（第10条関係）

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日

萩市長あて

所在地

氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者氏名）

連絡先 （ ） ー

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 総事業費（実績額） 円（税抜）
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - （1）事業実績報告書（第2号様式）
 - （2）補助事業に要した経費の根拠となる資料（領収書の写し等）
 - （3）購入資材等の内容がわかる書類（納品伝票等）
 - （4）その他、市長が必要と認める書類

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、 年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付決定額	金	円
交付確定額	金	円

第10号様式（第12条関係）

年度萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金請求書

年 月 日

萩市長あて

所在地

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者氏名)

連絡先 () -

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました補助金について、萩市環境にやさしい農業資材導入支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記により交付されるよう請求します。

記

請求金額	金	円
------	---	---

金融機関名	農協・漁協・銀行・信用金庫
	支店・支所・出張所
口座番号・種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	